

建設業者の皆さんへ

令和元年度 公共工事の入札契約制度の改正について

令和元年8月より次のとおり改正します。

(1) 現場代理人の常駐義務取り扱いの変更について

「現場代理人の常駐義務の取り扱い」については、平成24年度により、下記のとおり運用していましたが、近年の建設業界を取巻く環境の変化により人材不足などの問題を抱えている状況にあります。本町としては、工事の品質及び工期の厳守を確保することを基本とし、下記のとおり専任要件を緩和しますのでご注意ください。

改正後	現行
(2) 他の工事との兼任を認める措置 上三川町が発注する工事で、次の全ての要件を満たす場合に兼任を認めることとする。 ① 兼任は2箇所までとし、いずれも請負額3千万円未満（税込み）であること。 ② <u>現場代理人を兼任しても現場の運営、取締り等に支障がないと認められる工事</u> であり、仕様書に明記がされていること。	(2) 他の工事との兼任を認める措置 上三川町が発注する工事で、次の全ての要件を満たす場合に兼任を認めることとする。 ① 兼任は2箇所までとし、いずれも請負額1千万円未満であること。 ② 工事発注課が同一であること。

※1 支障がないと認める工事については、両方若しくは一方の工種が舗装であること又は、請負額1千万円未満であることとします。

※2 兼任を認めた工事において、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場運営、取締りに不備と認められる場合は、兼任措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。

※3 改正事項については、令和元年8月1日以降、新規に契約する案件から適用します。

(2) 手続きについて

① 先に実施している工事

発注担当者とは他工事との兼任の協議を行い、「工事打合わせ簿」により承諾を得ることとします。

② 後から兼任を行う工事

「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」に①の「工事打合わせ簿」の写しを添付し提出することとします。